

二次申請「緊急コロナ特別奨学金」申請要領

- ① 申請に必要な情報を確認し、証明書類を準備する。

下記 A) ~C) のいずれかに記載されている書類を準備してください。

A) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少したため公的経済支援を受けている場合

- 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象者として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものとして認められる公的証明書（コピー可）

→ 具体例は下記のページにて確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

事由発生に関する証明書類

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

B) 主たる生計支持者1名の年収が前年比1/2以上減少している場合

- 今年（2020年1月～12月）の収入に関する証明書類

- 昨年（2019年1月～12月）の収入に関する証明書類

※主たる生計支持者1名について証明書類を提出すること。

※収入に関する証明書類は2ページの表を参照し該当するものを提出してください。

※今年途中から家計急変となった場合には、収入が減少となった月以降の所得を基に1年分の所得を算出しますので、家計急変の開始月を併せてご連絡ください。その際、2020年1月～12月の収入に関する証明書類は、必ず1年分の給与明細もしくは1年分の帳簿を提出してください。

C) 上記以外で経済的に困窮している場合

- 収入に関する証明書類（2020年1月～12月について）

申請情報で入力した項目について、2ページの表を参照し収入の証明書類を提出してください。

父母ともにいる場合は、ふたりとも証明書類が必要です。

該当する状況すべてについて、証明書類を提出してください。

複数の勤務先がある場合は、そのすべてについて証明書類を提出してください

- 特別控除に関する証明書類（2020年1月～12月について）

申請情報で「はい」を選択した項目について、3ページの表を参照し、証明書類を提出してください。

- ② 下記 Google フォームに申請情報を記入して送信する。

<https://forms.gle/aaEqqCssTSeFazrr8>

- ③ 証明書類を学生支援課へ提出する。

手続期限：②③ともに 2021年3月15日（月）

※書類提出が間に合わない場合は必ず事前にご相談願います。

郵送で提出する場合は、記録の残る方法（特定記録や簡易書留など）でお送りください。

講義や試験等で登校する際に、学生支援課窓口へ提出することも可能です。

（札幌あいの里キャンパス所属学生は医療技術学課窓口へ提出可）

郵送先：〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢 1757 北海道医療大学 学生支援課 緊急コロナ特別奨学金担当

<問合せ先>

北海道医療大学 学生支援課

TEL：0133-23-1095（直通）

Mail：shien@hoku-iryu-u.ac.jp

●収入に関する証明書類

収入の状況	証明書類 *コピー可	備考
給与を受けている	いずれか一つ ・源泉徴収票（2020年分）* ・年収見込証明書（2020年分） ・給与明細（2020年1月～12月分）*	
自営業をしている	・帳簿（2020年1月～12月分）*	月ごとの「売上総額」「経費総額」が書かれているものを提出すること。
失業手当を受給中	・雇用保険受給資格者証*	
生活保護を受給中	・生活保護決定（変更）通知書*	生活保護受給証明書（金額の記載のないもの）は不可。 年額の計算式（月額×12）を余白に記入すること。
傷病手当金を受給中	・傷病手当金通知書*	手元にある一番新しい1ヵ月分が必要。 年額の計算式（支給金額÷支給日数×365日）を余白に記入すること。
年金を受給中	いずれか一つ ・年金振込通知書* ・年金額改定通知書* ・年金証書*	年額の計算式（月額×12）を余白に記入すること。
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中	いずれか一つ ・申請日時点での受給額が記載された通知書* ・手当が振込まれている通帳のコピー*	通帳のコピーを提出する場合は、口座名義人氏名が記載されている箇所と、直近の振込が記載されている箇所をコピーすること。 年額の計算式（月額×12）を余白に記入すること。
祖父母等から援助金や離婚後の養育費を受け取っている（定期的に援助を受けている場合）	・援助年額の証明	援助をしている方に作成を依頼してください（様式自由、署名・押印必要）。
その他上記以外の公的手当等を受給中	・受給金額が記載された通知書*	年額の計算式（月額×12）を余白に記入すること。
無職	いずれか一つ ・離職票* ・退職証明書 ・廃業届受理証明* ・破産手続開始決定通知のコピー* ・収入に関する事情書	「収入に関する事情書」の様式が必要となる場合は、学生支援課に申し出てください。
申請者本人が社会的養護を必要とする人である	いずれか一つ ・施設在籍証明書* ・児童（里親）委託証明書* ・措置解除決定通知書* ・施設等在籍・退所証明書	「施設等在籍・退所証明書」の様式が必要となる場合は、学生支援課に申し出てください。

●特別控除に関する証明書類

特別の事情	証明書類	備考
障がいのある人がいる	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳のコピー 	申請者および申請者と同一世帯の人が対象。
長期（6ヶ月以上）に療養を要する人がいる	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書のコピー <対象となる費用> ・診療・治療費 ・入院費用 ・医薬品費 ・通院費用（必要不可欠なものに限る） ・看護人への支払い ・マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費 ・介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額 	長期療養が見込まれるが、療養開始から6ヶ月経過していないときは、申請日時点の分までのもの。 必ず長期療養を受けている者の氏名の記載がある領収書が必要。
主たる家計支持者が単身赴任等で別居している	<ul style="list-style-type: none"> ・控除の対象となる費用に係る領収書のコピー <対象となる費用> ・住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費 	別居している者の氏名記載がないレシート等は不可。
この1年間に震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加又は収入の減少がある（見込まれる）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けたことの証明書（罹災証明書、盗難届の証明書） ・被害により生じた実費を証明する領収書のコピー ※保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。 ※単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。 	長期にわたって支出の増加又は収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少等を指す。